

大阪市告示第281号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年2月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和7年3月1日（土）から同月24日（月）まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和7年3月25日（火）から 同月30日（日）まで	午前9時から 午後7時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）